

## 「南魚沼農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」

南魚沼市告示第189号で公告の、南魚沼農業振興地域整備計画の変更案について、市の住民は令和7年7月24日までに、下記により市に意見書を提出することができます。

### 記

#### 1 意見書の提出及び問い合わせ先

南魚沼市役所 本庁舎 北分館 2階 農林課  
南魚沼市六日町180番地1

電話：773-6663

ファックス：773-6710

E-mail：nougyou@city.minamiuonuma.lg.jp

#### 2 意見書の提出に当たっての注意事項

##### (1) 提出方法

前記1の窓口への持参又は郵便、ファックス、電子メールのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

##### (2) 意見書の表記

意見書は日本語の表記に限ります。

##### (3) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、職業を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、担当者名、事務所の所在地を記載してください。

##### (4) 意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が認識しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

##### (5) 意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告します。

##### (6) その他

南魚沼農業振興地域整備計画の変更案以外に対しての意見書の提出はできません。